

# 中信地区 U-13 サッカーナイターリーグ 2025

## 実施要項

1. 主 旨 U-13 選手の試合経験の場を増やし、基礎技術と個人戦術の向上を図る場として本大会を開催する。
2. 名 称 中信地区 U-13 サッカーナイターリーグ 2025
3. 主 催 一般社団法人長野県サッカー協会
4. 主 管 一般社団法人長野県サッカー協会 3 種委員会リーグ実施委員会
5. 期 間 2025 年(令和 7 年)6 月 13 日(金)~10 月 31 日(金) ※原則的に毎月第 2、第 3、第 4 週の金曜日
6. 会 場 松本市サッカー場、松本市立旭町中学校グラウンド
7. 参加資格 次の条件を満たすものとする。
  - ① 参加チームは、公益財団法人日本サッカー協会に第 3 種登録または女子登録、もしくは、準加盟登録を完了していること。
  - ② 参加選手は、2012 年 1 月 1 日以降の出生で公益社団法人日本サッカー協会に選手登録を完了していること。なお、次年度の上位リーグへの参入を希望するチームの参加選手は、2012 年 4 月 2 日以降の出生に限る。また、本年度の上位リーグに 2/3 以上出場していない選手に限る。
  - ③ 公益社団法人日本サッカー協会により「クラブ申請」を承認された「クラブ」は、同一クラブ内の別チームに所属する選手について、移籍手続きを行うことなく本大会への参加ができる。この場合、同一クラブ内の選手の年齢は 4 種年代のみとする。
  - ④ 同一シーズン中、同一選手が異なるチームへ移籍後、その異なるチームから再び本大会に参加しようとする場合、もしくは、新規登録選手が参加しようとする場合、本大会実施委員を通じて一般社団法人長野県サッカー協会 3 種委員会リーグ実施委員会の許可を得る。なお、公益財団法人日本サッカー協会への移籍登録および選手登録を完了していること。
  - ⑤ スポーツ安全保険等に参加し、補償についての全責任を負うことができるチーム。
  - ⑥ 参加費を支払うことができるチーム。
  - ⑦ その他、本条に記載されていない項については、一般社団法人長野県サッカー協会 3 種委員会リーグ実施委員会に委ねることを承諾できるチーム。
8. 組 合 せ 別紙【日程表】を参照のこと。
9. 表 彰 優勝、準優勝、3 位のチームに賞状を授与する。
10. 昇 格
  - ① U-13 サッカーリーグ 2025 長野・参入戦を勝ち抜いたチーム。
  - ② 参入戦への出場権は、昇格条件を満たしているチームの内、本リーグで最上位となったチームで、かつ、同一母体のチームが上位リーグに在籍していないチームに与える。
  - ③ U-13 サッカーリーグ北信越 2025 及び U-13 サッカーリーグ 2025 長野の結果において、また、前項以外の事由において参入戦への出場条件が反映できない場合など、本大会が開幕した時点では想定し得ない事項が生じた場合の決定については、一般社団法人長野県サッカー協会 3 種委員会リーグ実施委員会に委ねる。
  - ④ 参入戦の期日は、11 月 8 日(土)または 9 日(日)を予定する。
  - ⑤ 参入戦実施要項については、U-13 サッカーリーグ北信越 2025 及び U-13 サッカーリーグ 2025 長野の実施状況、また、各地区のリーグの実施状況を踏まえ、リーグ実施委員会にて決定し展開する。
11. 参加費 1 チーム 25,000 円(予定:運営費、会場使用料) ※参加チーム数によって変更有・後日、現金にて集金
12. 申込方法 エントリーシートを記入し、担当者宛に E メールにて送付する。  
締切日:6 月 12 日(木)
13. 競技方法
  - ① 競技規則は公益財団法人日本サッカー協会制定の「2025 年度サッカー競技規則」による。
  - ② ユニフォーム は公益財団法人日本サッカー協会によって定めた「ユニフォーム規程」に則る。
  - ③ 競技人数及び競技形式は 9 人制とする。
  - ④ 競技審判員の人数は 3 人とし、主審は 16 歳以上とする。
  - ⑤ 競技時間は 60 分(30 分・7 分・30 分)とする。
  - ⑥ 競技場の広さは 68m×50mとする。
  - ⑦ ゴールは、大人用ゴールを使用する。
  - ⑧ 競技球は 5 号球を使用し、参加チームの持ち寄りとする。

- ⑨ 選手及びスタッフのエントリー並びに競技中のメンバー構成・交代については、以下の通りとする。
  - 1) エントリーする選手及びスタッフの人数は特に定めない。
  - 2) エントリーの変更及び追加については上位リーグに準じる。
  - 3) 競技中は3種登録選手が5人以上出場してなければならない。
  - 4) 競技中の交代の手続きは主審の許可を得なければならない。
  - 5) 一度退いた選手の再入場は許可しない。
  - 6) 交代回数はハーフタイム中を除き3回までとする。
- ⑩ 競技開始の時点において、その競技人数に満たない場合など、一方のチームの帰すべき事由により競技開始不能または中止となった場合には、その過失あるチームは0・5で敗戦したものとみなし、もう一方のチームに勝点3を与える。
- ⑪ 警告を受けた選手及び退場を命じられた選手の取り扱いは、以下の通りとする。
  - 1) 通算3度の警告を受けた選手は、本大会の次の競技に出場できない。
  - 2) 本大会での警告は、本大会以外には適用されない。
  - 3) 競技中に退場を命じられた選手は、競技本部の指示に従い、指定された競技に関われない場所で待機すること。
  - 4) 選手が退場を命じられた場合、その選手のチームは、競技場でプレーする選手を補充することができる。
  - 5) 退場を命じられた選手は、本大会中の次の競技に出場できない。また、それ以降の処置を含め本大会以外への適応については、大会規律・フェアプレー委員会で決定する。
  - 6) 他の公式大会で生じた退場処分について、本大会での消化は出来ない。
  - 7) チームスタッフについては、本条の「選手」を「チームスタッフ」と読み替える。

#### 14. 運 営

- ① 大会運営は一般社団法人長野県サッカー協会3種委員会リーグ実施委員会が統括する。
- ② 競技運営は自主運営とし、参加する全チームが協力して行う。
- ③ 開催日当日の運営担当については、参加チームの当番制とする。
- ④ 代表者会議は開催日当日の最初の競技開始30分前に行う。
- ⑤ ユニフォームの決定は、当該チーム同士の話し合いで決定し、その試合の主審の了承を得ること。
- ⑥ 割当審判は審判証を携行し、いつでも提示できるようにしておくこと。
- ⑦ 割当審判は特記事項があった場合に限り、審判報告書にその内容を記載すること。
- ⑧ 審判員は競技チームと判別できる色の審判服を着用すること。
- ⑨ ベンチは組合せ表左側のチームが、競技場に向かって左側とする。
- ⑩ 会場の準備及び片付けについては、参加チームが協力して行うこと。

#### 15. そ の 他

- ① 応援や駐車場内でのマナーについては、参加チームの責任において対応すること。
- ② 中止の場合は、開催日の代表者会議にて判断し決定する。ただし、開催日の17時の時点で明らかに中止と判断できる場合は、中信地区U-13サッカーナイターリーグ事務局と競技運営担当チームにより決定する。その後各チームに電話連絡する。
- ③ 本開催要項に定められていない事項については、一般社団法人長野県サッカー協会3種委員会リーグ実施委員会の決定に従うものとする。